

9 法令に基づく届出状況

「大気汚染防止法（以下、この章において「法」という。）」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、この章において「県条例」という。）」により、ばい煙や粉じんの発生施設の設置、変更又は廃止等をする場合、届出が義務づけられています。

平成25年度末現在、事業場からの届出状況は次のとおりです。

① ばい煙発生施設（表3-9(1)）

法に基づくばい煙発生施設数は、708施設（198事業場）となっています。

② 振発性有機化合物排出施設（表3-9(2)）

法に基づく揮発性有機化合物排出施設数は、9施設（3事業場）となっています。

③ 一般粉じん発生施設（表3-9(3)）

法に基づく一般粉じん発生施設数は、298施設（63事業場）となっています。

④ 特定粉じん発生施設（表3-9(4)）

法に基づくアスベストを取り扱う特定粉じん発生施設は、市内にはありません。

⑤ 特定粉じん排出等作業実施（表3-9(5)）

法に基づく特定粉じん排出等作業に係る届出件数及び作業実施件数は、32件ありました。

⑥ ばい煙指定施設（表3-9(6)）

県条例に基づくばい煙指定施設数は、80施設（20事業場）となっています。

◆大気汚染防止法に基づく届出状況等(平成26年3月末現在)

表3-9(1) ばい煙発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	ボイラ	540
3	金属精錬用 焙焼炉等	8
5	金属精製等用 溶解炉	7
6	金属熱処理等用 加熱炉	6
9	窯業製品用 溶融炉等	28
10	無機化学工業品用 反応炉等	3
11	乾燥炉	24
13	廃棄物焼却炉	24
14	亜鉛精錬用 焙焼炉等	13
19	塩素反応施設等	23
21	磷酸質肥料用 反応施設等	3
25	鉛蓄電池用 溶解炉	9
27	硝酸製造用 吸收施設等	1
29	ガスター・ビン	2
30	ディーゼル機関	17
施設合計		708
届出事業場数		198

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一による。

表3-9(2) 挥発性有機化合物排出施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	溶剤使用化学製品製造用乾燥施設	5
4	粘着テープ等接着用乾燥施設	1
5	その他の接着用乾燥施設	3
施設合計		9
届出事業場数		3

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一の二による。

表3-9(3) 一般粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	82
3	コンベア	154
4	破碎機・摩碎機	37
5	ふるい	25
施設合計		298
届出事業場数		63

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二による。

表3-9(4) 特定粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	解綿用機械	0
2	混合機	0
3	紡績用機械	0
4	切断機	0
5	研磨機	0
6	切削用機械	0
7	破碎機・摩碎機	0
8	プレス	0
9	穿孔機	0
施設合計		0
届出事業場数		0

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二の二による。

表3-9(5) 特定粉じん排出等作業実施状況

番号	届出の種類 作業の種類	通常作業	緊急時
		法第18条の 15第1項	法第18条の 15第2項
1	解体作業	28	0
2	改造・補修作業	4	0
計		32	0

(備考)作業の種類の番号は、大気汚染防止法施行令第三条の四による。

◆ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況(平成26年3月末現在)

表3-9(6) ばい煙指定施設設置状況

番号	施設名	施設数
いば 煙 い 指 じ 定 ん 施 に 設 係 る ば	1 金属精製等用 溶解炉	0
	2 無機化学工業用焼成炉	23
	3 製銑・製鋼等用 電気炉	0
	4 廃棄物焼却炉	1
	5 活性炭原料用炭化施設	0
2 指 定 有 害 物 質 に 係 る ば い 煙 指 定 施 設	1 ボイラー(石炭燃料)	5
	2 ボイラー(廃棄物固形化燃料等)	1
	3 建設用粘土製造用焼成炉	0
	4 燐酸質肥料等製造用反応施設等	3
	5 化学製品用食塩電解施設	0
	6 廃棄物焼却炉	16
	7 銅・鉛・亜鉛製錬用焙燒炉	17
	8 二次精錬等用 溶解炉	5
	9 鉛蓄電池用 溶解炉	9
	10 コーケス炉	0
施設合計		80
届出事業場数		20

(備考)施設番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第一による。

10 大気発生源立入検査

本市では、大気環境基準等を維持・達成するため、法及び県条例に基づき、固定発生源に対し立入検査を行い監視・指導を行っています。

表3-10-1 工場・事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

(平成26年3月末現在)

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要
ばい煙 有害物質	硫黄酸化物(SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度)
	カドミウム、カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
	塩素、塩化水素	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
	フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
	鉛、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
揮発性有機化合物(VOC)	窒素酸化物(NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	施設・規模ごとの排出基準
	VOCを排出する次の施設		施設ごとの排出基準
粉じん	化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク		
	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉碎・選別、機械的処理、堆積		施設の構造、使用、管理に関する基準
	特定粉じん(石綿)	1. 切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理	・集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等
		2. 吹き付け石綿使用建築物等の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準
特定物質(28物質)		建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
有害大気汚染物質 指定物質	事故時における措置を規定		
	特定施設において故障、破損等の事故時に発生		・事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等
	248物質(群)		知見の集積等、各主体の責務を規定
	このうち「優先取組物質」として23物質		・事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等
	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準
	トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準
	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準

(備考)

- 有害物質については、福島県知事により、物質ごとに上乗せ基準が設定されている。
- 福島県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の事項について規制を行っている。

① ばい煙発生施設等検査

法及び県条例に定めるばい煙発生施設等を有する事業場の排出基準の適合状況について、平成25年度は3事業場に対し、窒素酸化物など10項目の検査を行いました。

検査の結果、すべての施設の排出ガスが、法及び県条例の排出基準を下回っていました。

② 挥発性有機化合物排出施設検査

法に定める揮発性有機化合物（VOC）排出施設（平成25年度末現在：立入対象3事業場）を有する事業場の排出基準の適合状況について、平成25年度は1事業場に対し実施しました。

検査の結果、すべての施設で排出物に含まれる揮発性有機化合物の量が排出基準を下回っていました。

③ 特定粉じん排出等作業検査

法に定める特定粉じん排出等作業に係る届出件数32件のうち、9件について、作業基準の遵守状況について確認を行いました。

④ 大気発生源届出状況確認検査

法及び県条例に定めるばい煙発生施設及びばい煙指定施設等、並びにダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設を有する事業場について、当該施設に係る維持管理状況の確認検査を行いました。

検査の結果、検査した69事業場のうちの36事業場において、法及び県条例に係る違反を確認したため、早急に改善するよう指導を行いました。

表3-10-2 大気発生源指導内容

指 導 事 項		のべ件数(件)
指導内容	ばい煙に係る自主測定の未実施	13
	ばい煙の自主測定回数の不足	5
	排出基準の超過(自主測定時)	1
	施設設置・変更及び廃止に係る未届出	9
	使用燃料の硫黄含有率の未把握	11
	その他(氏名等変更等に係る未届出)	10
合計		49
是正指導した事業場数		36事業場